

九州歯科大学中期計画に対する意見と回答

各委員の意見		左記の意見に対する回答	中期計画 修正箇所				
NO	内容		項目番号(頁)	項目名	実施事項(前文は修正後の行数)	修正前	修正後
1	前文にヘルスプロモーションについて書いているならば、冒頭に「健康増進」を加えたらどうか。	「ヘルスプロモーション=健康増進」の推進の重要性	(1P)	前文	(1行目)	「近年、国民の健康管理について医学・歯学の研究成果が蓄積され、この分野において両者を融合する教育研究領域が形成されつつある。このような動きのなかで、これからの歯科医師には、これまでのような院内での歯科治療に加えて、ヘルスプロモーションに力点を置いた歯科保健活動や高齢者の食べる機能を回復させる摂食機能リハビリテーションなどが求められる。	(下線は追加・修正部分) 「近年、国民の健康管理・増進について医学・歯学の研究成果が蓄積され、この分野において両者を融合する教育研究領域が形成されつつある。このような動きのなかで、これからの歯科医師には、これまでのような院内での歯科治療に加えて、ヘルスプロモーションに力点を置いた歯科保健活動や高齢者の食べる機能を回復させる摂食機能リハビリテーションなどが求められる。」
2	歯科大が全国唯一の公立の歯科大であるということを踏まえ、一般的なヘルスプロモーションも大事だが、福岡県の地域に着目しているという観点を工夫したらどうか。	福岡県歯科保健医療計画（「福岡県保健医療計画」の歯科部門の実施計画） ライフステージごとのきめ細かい歯科保健対策や事業の展開と歯科保健情報の活用 【背景】 福岡県の歯科疾患の特徴 ・全年齢にわたって高い歯科医療費、受診件数 高齢社会への対応 ・病院や介護施設への入所、在宅寝たきりの増加等による歯科受診率低下の防止	(1P)	前文	(6行目)	そこで、公立大学法人九州歯科大学では、豊かな人間性と探究心を育む歯科医学教育を学生に提供し、的確な判断力と高い技術力はもとより、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の健康管理が行える歯科医師を育成する。 研究面では、大学における教育活動を支える研究や大学の軸となる研究を推進し、地域社会の発展に貢献する。 さらに、臨床面では、口を通して県民の健康を守る附属病院づくりを目指すとともに、リカレント活動を通じて地域の歯科医師の研究活動に力を注ぐ。」	そこで、公立大学法人九州歯科大学では、豊かな人間性と探究心を育む歯科医学教育を学生に提供し、的確な判断力と高い技術力はもとより、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の健康管理が行える歯科医師を育成する。 研究面では、大学における教育活動を支える研究や大学の軸となる研究を推進し、地域社会の発展に貢献する。 さらに、臨床面では、口を通して県民の健康を守る附属病院づくりを目指すとともに、リカレント活動を通じて地域の歯科医師の研究活動に力を注ぐ。」

福岡女子大学中期計画に対する意見と回答

各委員の意見		左記の意見に対する回答	中期計画 修正箇所				
NO	内容		項目番号(頁)	項目名	実施事項(前文は修正後の行数)	修正前	修正後
1	<p>需要(学生や地域のニーズ)と供給(近隣の大学の状況)のバランスを考え、福岡県が発展するために必要な人材を福岡県で育成するということが必要である。</p>	<p>どんな大学づくり、人材育成を目指すべきか。 「提言」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡の特色を土台とした福岡にしかない教育研究基盤 ・国際社会で活躍し得る能力を身に付けた人材の養成 ・アジアに開かれた高等教育機関としての役割 <p>県基本計画「ふくおか新世紀計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおける一大交流拠点の形成 人材育成拠点の形成 アジアの知的センターの構築 など 	1-8 (13P)	大学改革の推進	項目	<p>理事長のもと、福岡女子大学の教育組織及び教育内容の抜本的な改革を推進する。</p>	<p>(下線は追加部分)</p> <p><u>福岡県とアジア諸国とのネットワークの知的拠点となる大学づくりを進め、国際社会で活躍できる高度専門職業人を育成するため、理事長のもと、福岡女子大学の教育組織及び教育内容の抜本的な改革を推進する。</u></p>

九州歯科大学
公立大学法人 福岡女子大学 業務方法書（案）
福岡県立大学

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び福岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成17年福岡県規則第 号)第2条並びに公立大学法人 大学定款第25条の規定に基づき、公立大学法人 大学(以下「法人」という。)の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができるものとする。

（補則）

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この業務方法書は、福岡県知事の認可があった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。